

令和5年第2回辰野町議会定例会会議録（18日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和5年3月16日 午後2時00分
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉澤光雄 | 2番 | 松澤千代子 |
| 3番 | 山寺はる美 | 5番 | 矢ヶ崎紀男 |
| 6番 | 津谷彰 | 7番 | 池田睦雄 |
| 8番 | 樋口博美 | 9番 | 舟橋秀仁 |
| 10番 | 小澤睦美 | 11番 | 小林テル子 |
| 12番 | 古村幹夫 | 13番 | 向山光 |
| 14番 | 岩田清 | | |

5. 会議事項

- 日程第1 議案第13号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
議案第26号 債権の放棄について
- 日程第2 議案第15号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第16号 辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第17号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第27号 債権の放棄について
- 日程第3 議案第1号 令和5年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費
議案第2号 令和5年度辰野町上水道事業会計予算
議案第3号 令和5年度辰野町下水道事業会計予算
議案第8号 令和5年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第4 議案第1号 令和5年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費
議案第4号 令和5年度辰野町国民健康保険特別会計予算

- 議案第 5 号 令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第 6 号 令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 7 号 令和 5 年度町立辰野病院事業会計予算
 議案第 9 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計予算
 日程第 5 議案第 20 号 令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）
 日程第 6 議案第 23 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 7 請願・陳情についての委員長報告
 日程第 8 議員提出議案の審議について
 発議第 1 号 辰野町議会個人情報保護に関する条例の制定について
 発議第 2 号 辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第 9 議会閉会中の委員会の継続審査について
 日程第 10 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	教育長	宮 澤 和 徳
代表監査委員	中 村 文 昭	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	産業振興課長	赤 羽 裕 治
事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	こども課長	小 澤 靖 一
生涯学習課長	福 島 永	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
 議会事務局庶務係専門員 中 谷 智 美

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番 津 谷 彰
 議席 第 7 番 池 田 睦 雄

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

定足数に達しておりますので、令和 5 年第 2 回定例会、第 17 日目の会議は成立いたしました。それでは直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ

お手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 13 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、議案第 26 号、債権の放棄について、以上 2 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。令和 5 年 3 月定例会条例等審査委員長報告。本定例会初日に当委員会に付託されました議案第 13 号及び第 26 号について、審査結果を報告いたします。3 月 10 日午前 10 時 30 分から総務産業常任委員会室において委員全員出席し、産業振興課及び建設水道課担当者に内容説明を求め質疑を行いました。議案第 13 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について。提案理由は、辰野町食の健康拠点施設の使用料について、指定管理者がより魅力ある商品プランを柔軟に提供できるようにするため、条例の一部を改正するものです。説明では辰野町食の健康拠点施設、かやぶきの館の最大宿泊利用料金を改正前 1 人 1 泊 2 食付 1 万 6,000 円を、改正後 1 人 1 泊 2 食付き 2 万 9,800 円。入浴料金を改正前、一般 400 円、4 歳以上小学生 200 円、3 歳以下無料を、改正後一般 500 円、小学生 200 円、未就学児以下無料に改正するとのことでした。主な質疑は、なぜ宿泊料金を値上げするのかについて、秋口の川島産マツタケをふんだんに使って集客し、施設売り上げの増加とマツタケの里ブランドを売出したいとの答弁でした。ターゲットユーザーについては、茸の季節であれば内容に一段上の満足を求める客層との答弁でした。なぜ入浴料金を値上げするのかについては、灯油など燃料代の高騰による収支改善をするためとの答弁でした。灯油代はいくらを設定しているのかの質問については、1 リットル 97 円との答弁でした。委員からは施設責任者は地元の川島地区と意見交換を密にし、販売協力関係を構築してほしいと意見が出されました。以上の質疑応答ののち採決した結果、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 26 号、債権の放棄について。提案理由は水道料金の債権放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるとするものです。説明では水道料金の債権金額が 57 万 3,673 円、債権放棄件数は 2 件、未納月は平成 17 年 1 月から令和 2 年 11 月までの期間です。債権放棄の理由は本人死亡、家族相続放棄及び自己破産で回収不能と判断せざるを得ないとのことでした。質疑は特にごさいませんでした。採決した結果、全員一致により可決すべきものと決しました。当委員会へ付託されました議案 2 件の審査結果は以上のとおりでございます。

○議長

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。ありませんか。

○吉澤（1番）

使用料条例の一部改正中、かやぶきの館の入浴料の値上げ部分について3点質問させていただきます。まず一点目、本議案が議会に上程される前に川島区民に対してかやぶきの館の支配人の名前で、5月8日から大人の入浴料を100円値上げするという文章が配られました。ご承知のように税外負担は自治法により議会で議決が必要な事項でございます。甚だしい議会軽視ですがこのことについて町から説明と謝罪、対応についての説明がありましたでしょうか。この点をまずお聞きします。

○総務産業常任委員長（池田）

ただいまの質問についてお答えいたします。町の方からの説明については議会後の配布を予定していたということでしたが、事業者との町のコミュニケーション不足が原因で事前配布になってしまったという、まず説明を受け謝罪がありました。今後の対応ですけれども、今回配布された文章の次号で訂正、お詫びをすると伺っております。以上です。

○吉澤（1番）

監督責任がある町として議長や議会全体に、このことについての説明と謝罪があつて然るべきだったのではないかという点を指摘させていただきます。2点目ですが、今回の値上げにあたりまして、以前パークホテルで行われたような町民割引券を発行するとか、町民や高齢者を値引きするというような措置は予定されているのでしょうか。入浴利用者に対してこういうサービスを良くするというような、何らかの取り組みが予定されているという説明はあつたのでしょうか。お聞きします。

○総務産業常任委員長（池田）

ただいまのご質問ですが具体的な内容としてはございませんでしたが、今後の情勢の変化に応じて対応していくという答弁をいただきました。以上です。

○吉澤（1番）

質問の最後3点目です。総務産業常任委員会に示された収入シミュレーションをいただきました。これによりますと、大人の利用者数は値上げあとも値上げ前と変わらないという試算が出されています。温泉ではないかやぶきの館の入浴料を100円値上げして、近隣の温泉施設と同額にすれば特にサービスの向上がない以上、利用者が減

ると見るのが普通ではないでしょうか。パークホテルの値上げのときには利用者の減少がシミュレーションに盛り込まれて示されております。利用者見込みについて町の説明はどのようなものだったのでしょうか。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。ただいまの質問ですけれども、100円値上げについては燃料高騰と採算という面からのところで、100円値上げをさせていただきたいという説明を受けました。また100円という値段に対しては、このかやぶきの館の例えば食事とセットで、ある面新しい付加価値をつける等の検討をしていくという、そういう説明を受けました。以上です。

○議長

よろしいですか。質疑ほかにありますか。質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○吉澤（1番）

かやぶきの館の入浴料の値上げ部分については再検討すべきだと考え、従って議案に反対する立場で討論をさせていただきます。かやぶきの館の入浴施設は住民福祉向上のための公共施設です。町民の利用料はできるだけ安く抑えて、より多く使ってもらうように運用するのが基本だと思います。その意味で値上げの判断は慎重に行われるべきではないかと考えるものです。同時にこの施設は営業施設であり赤字は町民負担となってきますので、できるだけ赤字を減らしたいというのは受託する事業者だけでなく、町当局また議員の私どもの立場でもあるかと思えます。しかしですね、かやぶきの館の入浴場は日帰り入浴愛好家が選ぶ対象施設の一つです。100円値上げすることは、利用者の減少を招いて施設のイメージも悪くすると思えます。そして入浴者が減るということは、食堂や売店等の利用者の減少にもつながって、波及的にマイナスを招く恐れがあると思えます。一般質問でも説明、紹介しましたが、箕輪町はながたの湯の入浴料を昨年、コロナ禍での町民支援として100円値下げしました。その結果、利用者が大幅に増え売店や食堂などへの波及効果もあり、値下げ分の減収を上回る増収になったと聞いております。公共施設としての利用価値を高めて町民から喜ばれ、収支も改善した取り組みは教訓的だと考えます。またかやぶきの館の今後について本格的な検討が始まっています。その意味でも今回、安易に値上げするのではなく町民へのサービス向上と、収支改善の方策を検討すると、また経営努力するという方

向での検討が求められていると思います。条例改正の中に、4歳から未就学児の入浴料無料化するという措置もありますが、これは私も課長に教えてもらって初めて気がついたんですが、元々本使用条例の別表の最後に町内の全施設については、未就学児は無料とするというふうに定めた規定がありました。ですから本来この規定どおりかやぶきでも未就学児は無料にする運用すべきであったものであって、今回この改正をしなくても未就学児は無料にすべきであり、改正ではなくて是正というべきものではないかと思うわけです。以上から、今回の値上げについては燃料が上がって、上げたいという気持ち、それもやってみるのもいいじゃないかという町の考えも理解はできますけれども、私としてはそれは良い方向にいかないのではないかと考えて、再考を求める立場で本案に反対します。以上です。

○議 長

はい。反対討論でしたが、ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第13号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 11名)

○議 長

はい。起立多数です。よって議案第13号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。次に議案第26号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号、債権の放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第15号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第17号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 27 号、債権の放棄について、以上 4 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第 15 号、16 号、17 号及び 27 号の審査結果を報告いたします。3 月 9 日、福祉教育常任委員会室において委員全員が出席のもと、担当課職員に内容説明を求め審査を行いました。議案第 15 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、民法における懲戒権に関する規定の削除及び乳幼児の安全確保に関する、計画の策定に係る規定を加えるための一部改正。議案第 16 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定を加えるための条例の一部改正。議案第 17 号、辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴う条例の一部改正。なお、この 3 議案につきましては内容に重複する部分があるため、一括審査として説明を受けました。概要として児童福祉法の一部改正に伴い、家庭保育事業所等の運営に関する基準について、国が定める基準に従い条例に児童の安全確保に係る事項で安全計画の策定などを追加するもの。学童の関係で安全計画や業務継続計画の策定などが追加されるもの。懲戒に係る部分で民法の改正により懲戒に係る部分が削除されたことに伴う改正。質疑の中で「懲戒権の問題と保護者への徹底が必要」「問題を見過ごさない、見落とさないことが大事」「新設される子育て応援課において、三つの課の連携を密にしてほしい」との意見要望が出されました。続いて、議案第 27 号、債権の放棄について。居所不明、本人死亡などの理由から、町立辰野病院の診察、診療費一部の負担金 45 件、359 万 4,858 円の債権放棄するものであります。特筆すべき質問はありませんでした。福祉教育常任委員会へ付託された条例審査 4 件は採決の結果、委員全員一致によって可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 15 号辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 場

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 16 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 17 号辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号、辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 27 号債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 27 号、債権の放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第 3、議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出のうち 1 議会費、2 総務費、4 衛生費のうち水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費、議案第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算、議案第 3 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計予算、議案第 8 号、令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、以上 4 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。令和 5 年 3 月議会定例会、委員長報告、令和 5 年度予算審議について。本定例会初日、議案第 1 号から議案第 9 号の中で、当委員会に付託されました議案について審議結果を報告します。3 月 9 日午前 9 時から全員協議会室において総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと、町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から、令和 5 年度辰野町一般会計予算のうち、歳入全部について説明を受け、質疑を行いました。また、同日午前 10 時 10 分から及び 3 月 10 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当職員の出席のもと、慎重に審議を行いました。さらに 3 月 13 日午前 9 時から 6 箇所の現場調査を実施しました。以下、その概要を報告します。議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計予算の審議結果を報告します。歳入についての質疑は 3 月 9 日の合同委員会に全員出席したため省略します。また当委員会で歳入に関しての質疑討論に特記すべきものはございませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全般について、当委員会では特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。歳出について、第 6 次総合計画の六つの基本計画と行政改革、三つの重点テーマの関連事業と、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上し、将来に向けての主な新規事業について説明を受けました。ゼロカーボン社会の実現に向けて、総務費関係は電気自動車の 1 台導入や庁舎屋上へ太陽光発電設置に向け過重計算調査を行います。空き家の流通・移住定住の促進を図るため、総務費関係は移住定住を目的に宿泊者に 1 人一泊 3,000 円、2 泊までのたつの暮らしお試し滞在事業や空き家バンク登録物件を町が借り上げ、5 日から 1 箇月の短期に町内生活を体験できる短期移住体験施設運営事業を実施します。活力と魅力ある仕事を促進するため、農林水産業費関係は農業の担い手

確保と地域農業の振興を図るため、町外からの新規就農者へ住居費の上限 1.5 万円 2 人を補助します。ため池の耐震性評価を行い安全性と貯水機能確保のため計画を策定します。みどりの食料戦略による有機農業の普及促進のため講師を招き、営農研修を開催します。商工費関係は観光事業として老朽化した蛇石キャンプ場駐車場車止め改修工事を行います。商工事業費は新規ではありませんが、令和 4 年度に引き続き商工業の誘致及び振興補助金や空き店舗を活用するため、改修費や賃借料の一部補助を継続事業とします。安全で快適な暮らしを続けるため、総務費関係は既存の公共交通を最大限に活用した上で、地域住民はもとより観光客や訪問者など幅広い利用者を想定した、利用しやすい公共交通を目指した計画を策定します。国、県等の最新動向をふまえて、地域防災計画を全面的に見直し更新します。また、防災情報を記載したハザードマップを最新の内容に改定し全戸配布し、防災意識の高揚を図り災害に強い町を目指します。消防費関係は老朽化した 6 分団と 8 分団の消防小型ポンプ付積載車 2 台を更新し、小野地区 2 箇所に耐震性貯水槽の新設工事を予定します。土木費関係は幹線道路整備として、町道 1 号宮木城前線の西小前から辰野中学前を 3 分割し、令和 5 年度は桜並木前を補修工事します。また、町道 8 号線の歩道整備等を実施します。第 1 期下水道ストックマネジメント計画に基づき、辰野水処理センター水処理設備等の改築工事を実施します。行財政改革については総務費関係は固定資産税の公平性を高めるため、砂防指定地となっている全ての土地について、その面積と位置を地図システムに落とし込み、把握する砂防指定区域面積調査を行います。来庁者の利便性向上のために庁舎エレベーター設置に向け改修工事の実設計を行います。雨天や降雪時の利用者負担軽減のため、役場駐車場に 3 台駐車可能な CO2 削減も見込めるソーラーカーポート設置を予算組み替えも検討いたします。また書面で取り交わす契約書を、インターネット上で署名する電子契約システムを導入し地域 DX も推進します。全体を通じてコロナ感染症の沈静化により、地域交流やほたる祭り等はコロナ前の通常状態に戻していきたい。また、現状の燃料費高騰による燃料費増額を見込みますとの説明でした。主な質疑は「乗合タクシー運行実証実験後の 9 月以降はどのようになるのか」については「公共交通のバスとの連携を検討していく」との答弁でした。「定住者と地域とのミスマッチ防止は」について「地域へのアフターフォローは移住した後、定住しているかの課題は認識している。生活支援コーディネーターも研究したい」との答弁でした。「消防小型ポンプ付積載車の車種は」については「トラックタイプ」

との答弁でした。「住民参加型防災マップ作成が 1 箇所しか予算化されていないが」については「職員の負荷を考えきめ細かく作成するため」との答弁でした。「新規就農者の交付金基準は」については「世帯収入 600 万円以下」との答弁でした。「土づくりセンターの現況は」について「2 名の体制で良い堆肥を作るため、外部指導を受け設備改修を検討中。飼料高騰で牛糞提供者の経営は厳しくなっている」との答弁でした。観光費において「ど真ん中プロジェクトへの予算付けは」に対して「大城山の仮設トイレ 2 基設置、大城しだれ栗線の雑木伐倒や鶴ヶ峰まで整備を考えたい」「蛇石キャンプ場活性化は」に対して「トイレの洋式化、環境整備の募金箱を設置する」「防災無線が届かないので、クマ出没に事前にのぼり旗や職員の巡回注意を実施する」「除雪委託業者の確保は」に対して「除雪機の故障で夏リースが一社困難となった。町委託業者の高齢化で建設業者がお手上げになった場合は、町外の事業者へ依頼することも考える必要がある」「木製の手すりや柵の劣化による事故が発生したニュースがあった。定期点検による安全性確保は」に対して「管理責任を問われないように検討していく」議会費、衛生費のうち水道費、公債費と予備費は特筆すべき質疑はありませんでした。以上、一般会計予算の歳出について採決した結果、特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。続きまして議案第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算の審議結果を報告します。上水道事業工事は七蔵寺浄水場緩速ろ過池ろ過砂充填工事等が主なもので、燃料高騰による動力費の増額を見込む。また、配水施設改良事業に横川踏切下配水管改良工事を計画する。簡易水道事業は浄水施設改良事業で膜ろ過装置新設 1 基と増設 1 基、予備ポンプ製作工事 1 基が主なものと説明を受けました。質疑では「水道経費削減策に空調メーカーDX 社のノウハウを利用しては」については「研究してみる」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 3 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計予算についての審議結果を報告します。事業工事はマンホールタイプの保守点検、修繕及び中継ポンプ場の機械設備保守及び辰野水処理センター他耐震改築工事が主なものと説明を受けました。質疑はございませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員一致より可決すべきものと決しました。議案第 8 号、令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算についての審議結果を報告します。運用から 12 年目を迎え、システム終了まで残り 3 年となりました。予算総額 1,402 万円となりシステム使用件数は 100 件減を見込む。今年度は収納管理システム、インボイス対応費を

見込むとの説明を受けました。質疑では「システム終了後の考え方は」に対して「スマートフォンの活用についてアンケートを実施し、令和 5 年度内には方向性を出していく」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。また現場調査において、特記すべき質疑はございませんでした。総務産業常任委員会に付託された令和 5 年度予算審議に関する 4 議案の審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます。なお、本委員会審議において要望事項 3 件が出されましたので町長要望として提出します。地域防災力の強化に関する要望。1. 災害に強い町を目指すために災害対策本部、区、消防団、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、自主防災組織、防災士、辰野助け隊 TTT、各ボランティア等の位置付けや役割を整理し、明確にした防災ビジョンを作成し公開すること。2. 災害時の司令塔となる防災センターを設置すること。3. 防災活動の担い手となる地域に精通した地区防災リーダーを育成すること。以上、総務産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 4、議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計予算の歳出のうち 3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費、議案第 4 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第 5 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 6 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 7 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計予算、議案第 9 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計予算、以上 6 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

本定例会初日に当委員会に付託をされました、令和 5 年度予算に関する議案第 1 号、歳出のうち 3 民生費、4 水道費を除いた衛生費、10 教育費及び議案第 4 号、5 号、6 号、7 号、9 号についての審査状況を報告いたします。3 月 9 日午前 9 時から全議員による一般会計歳入の説明を受けた後、同日 10 時 20 分及び 3 月 10 日午前 9 時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席し、担当課職員出席のもと慎重に審査を行

い、3月13日は午前9時から3箇所について現場審査を実施いたしました。以下、令和5年度新規事業、主要事業を主とした概要を報告いたします。議案第1号、令和5年度辰野町一般会計予算、歳出のうち民生費について報告します。社会福祉総務費では、新規事業のママサポートタクシー事業の内容について、出産の際の移動手段となるタクシー利用料金を里帰り出産も対象として、往復1回助成するものであります。これに関しては、「助成回数や期間などの幅を増やすべきだ」「子育て支援の大きな目玉でもある、もっと町民にアピールすることを意識してほしい」などの意見要望が出されました。児童福祉総務費では、新規事業として令和6年に建設予定の、病児病後児童保育施設の建設に伴う土地の購入費や設計業務委託料が主なものです。「子どもの居場所づくり推進事業委託料で委託に関する要綱がなどあるのか」との質問に対し「実施場所については10人以上で、参加や活動が可能な交流スペースが確保できることなど、内容については学習支援や基本的な生活習慣の習得支援や、必要に応じて食事支援をするなど」の答弁でした。「家庭保育保護者支援事業助成金の内容は」との質問に対し「3歳未満の子どもで保育所等を利用せずに家庭で保育する保護者がレスパイト等のために利用する一時預かり事業。一時保育、ファミリーサポート、短期入所支援事業などがある」との答弁でした。保育園運営費では、「新規事業の若手保育士巡回とは」との質問に対し、「若手保育士が相談の拠りどころとして、豊南短大の先生が保育園を巡回をして相談相手になってもらう事業」との答弁でした。次に、衛生費について報告します。新規事業として、ゼロカーボンへの取り組み、子育て応援課でのメインともなる伴走型相談支援と、経済的支援の一体的な支援事業であるマタニティ・子育て応援事業、町独自の支援として、妊娠8ヶ月前後に出産準備金2万円の支給、また子宮頸がん9価ワクチンの定期接種、アピアランスケア助成事業などの概要説明がありました。そのほか生活習慣病の予防や疾病の早期発見のための環境づくりに力を入れるため、特定健診やがん検診の受診率向上を目指す。高齢者世代や認知症高齢者の日常生活の支援体制の充実強化などの重点事項の説明を受けました。環境衛生費では、再生可能エネルギーの問題については刻々と変化がある。情報収集にしっかりと取り組んでほしいとの要望が出ました。町保健対策推進費では、「低所得の妊婦初回産科受診料助成金の低所得の方とは」との質問に対し、「住民税非課税世帯の妊婦が対象。全国的な傾向として若年層の妊婦さんの中にはだいぶ経過してから病院に行くケースが多い。なるべく早期に病院に繋げていきたい」との答弁でした。

全妊婦への初回分助成を求め、制度設計を見直すとともに周知の徹底の要望が出されました。健康増進事業費では「健康ポイント事業に魅力がないが」との質問に対し、「来年度からポイント事業を利用したイベントなどポイントを上げていく事業の拡大など柔軟な対応にしていく。また若い人へ広げていくため、健康ポイント電子マネーの発行を予定している」との答弁でした。これに対してキャッシュレス決済への紐付けなど意見も出ました。「在宅歯科検診の状況は」との質問に対し、「毎年 40 名弱の申し込みがある。コロナ禍だからこそ訪問診療検診を希望される方がいる。町の歯科医師会に委託がされている」との答弁でした。清掃費では、不法投棄監視カメラ使用料について「町内に不法投棄されやすい場所はあるのか」との質問に対し、「北大出と箕輪町の境の西部林道、大横川林道、大城シダレ栗線などの林道への不法投棄が多い。こうしたところにカメラを設置している」との答弁でした。次に教育費について報告します。前年度当初予算比 15.7%の増額となるもので、新規事業として町全体のゼロカーボン推進において美術館、図書館、社会体育館、ほたるドーム、パークセンターふれあい、町民会館の照明の LED 化の改修工事、また学校関連では東小学校の第一体育館、南小学校の体育館、中学校の体育館など 3 箇所を体育館で使用している水銀灯の生産終了に伴う優先するとの説明を受けました。これについては、そのほか校舎の教室などの LED 化は、長寿命化改修の時期に合わせて効率的にするという補足もありました。これに関連して、長寿命化改修は設計業務の段階で見積もりをしっかりと取り、その都度の補正予算を組むことがないように進めてほしいとの要望が出ました。教育総務費では、辰野中学校の電話交換機更新工事について、現在の交換機に不具合が生じることが多いため、更新工事で PHS を 40 台購入し、教師等が使用するもので利便性が高まり、緊急時の対応がしやすいとの説明がありました。小学校費では、来年度東小に新設される「たつこの学舎」についても、「中間教室もある中で東小への新設により 2 箇所の居場所ができた。また、川島小の少人数学級で西小へ馴染めない子どもたちへの居場所として期待されるがこれらの検討は」との質問に対し、「本来ならば全学校に配置をしたいが、財政的なこと職員確保の問題がある。東小にした理由として、県が 4 月から不登校対応の職員をつけてくれることと、西小に学習障がいの子どもに対する職員が付くことになり、体制が多少なりともできた。自然環境も良いことから東小にした」との答弁でした。町民会館管理運営費では、「使用料の値上げの影響は」との質問に対し、「特に高いという声はない。コロナの影響で近

隣施設は閉館などによりホールを中心に利用が増えている」との答弁でした。保健体育総務費では、「ウォーターパーク跡地利用について単純にプールとしての活用する議論はされたのか」との質問に対し、「小中学校のプールが老朽化している。町内に1箇所できるとするならば、学校のプールを止めてここにという考えも考えられる」との答弁でした。これに対して、暑い時期の子どもの健全育成のためにも、ぜひどこであろうともプールは開設してほしいとの要望が出されました。「町の駅伝大会は来年度も荒神山なのか」との質問に対し、「以前は安協の協力があつた。各分会からの手伝いができない、選手が集まらない等の理由から来年度も荒神山で行う」との答弁でした。コロナ禍による様々な縮小傾向を元に戻せるところはかたちを変えても徐々に戻したらどうかという意見が出ました。スポーツ公園管理費で、「スポーツ公園の管理や今後の検討する会議の現状は」との質問に対し、「町とパークホテル、美術館、アラパ、湯にいくセンターの関係者による荒神山公園一帯についての打ち合わせを2箇月に1回行い、課題や情報交換など連携をしている」との答弁でした。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託されました令和5年度一般会計予算は、特に異議はなく全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第4号、令和5年度辰野町国民健康保険特別会計予算についてであります。冒頭、国保に加入している被保険者は多くが高齢者世帯で所得の低い層となっている。また、少子高齢化の進行を起因とした被保険者数も年々減少している現状説明がありました。令和5年度は税率を変えずに予算を組み立てているが、令和9年に県による国保税の統一という目標があり、現在運営協議会の中の諮問委員会で税率の見直しをしている。予定が順調に進んだ場合、令和6年度の国保税の本算定は新税率で計算に入る予定との説明がありました。主な質疑では、「人間ドック補助金の内訳は」との質問に対し、「日帰り200人、一泊2日を40人、脳ドックを40人で例年どおり」との答弁でした。そのほか特筆すべき質問はありません。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第5号、令和5年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。国民健康保険診療所施設として設置運営する第一診療所と川島診療所は、町内開業医との委託契約によりそれぞれ週1回、午後のみ診療を行うものであります。受診者数は減少しているが、地域の診療所として継続運営に努力するということであります。特筆すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第6号、令和5年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算についてであり

ます。保険料を財源とする給付金、それから保険基盤安定制度などの負担金が主なものです。団塊世代の高齢化、医療給付金の増加などが課題となっています。質疑では、「後期高齢者の医療保険の利用率が 2 割負担になったが予算への影響は」との質問に対し、「あくまでも負担割合なので、予算計上への直接の影響はない。後期高齢者 4,313 人中 867 人が対象」との答弁でした。そのほか特筆すべき質問はなく、採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第 7 号、辰野町令和 5 年度町立辰野病院事業会計予算についてであります。冒頭、発熱外来や陽性患者の入院受入れ、ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症が病院運営に大きな影響を与えた趣旨の説明がありました。一般会計からの繰入金は総額 3 億 9,500 万円で前年度より 500 万円の減額となりました。質疑では、「繰入金が減額されたことは喜ばしいが借入金を少なくして減額されたということなのか。借り入れの必要がなくなったのか」との質問に対し、「使えるものは長く使うということ、計画的に医療機器も緊急度の高いものから購入をしている。借入金が少なければ一般会計の繰入金額の基礎となる数字が小さくなる」との答弁でした。これには借入金を減らすことで繰入金を減らしたわけではなく、借入金との減価償却費とのバランスで資金を確保することによって借入金を調整している。今後、繰入額が減っていくというよりは繰入金と減価償却費のバランスで、ある程度当院に見合った金額になるまで減らしていく。無理な借入れや資金繰りなどをしないようにしている。今後は先を見据えて医療機器の購入や維持補修などにどれだけ借りて、返していけるか見えるようになっている状況と補足説明がありました。「泉水にある医師住宅の利用状況と今後は」との質問に対し、「かなり老朽化をしている。今後の方針として考えていかなければならないと検討中。現在 8 戸中 6 戸に入居している。医師確保からの視点でも、迎える側としても厳しい状態。また以前は隣接していたが離れているため、緊急時にも信号等の影響によってすぐに来院できない場合もあり得る」との答弁でした。これに対しても、近隣に土地の確保を求め、保健・福祉・医療が連携した庁内連携会等でも話を出して提案していったほしいとの意見がありました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。最後に、議案第 9 号、辰野町令和 5 年度介護保険特別会計予算についてであります。これまでどおり、介護予防、日常生活支援総合事業や認知症総合支援事業、成年後見制度の運営などが主なものです。主な質疑としては、「地域包括支援センターの現状と課題は」との質問に対し、「社会福祉士、主任介護支援員、保健師、三つの職種が

必要だが、社会福祉士が欠員しているが、次年度充足できる見込み。現在は、主任介護支援員 1 名、保健師 2 名、事務職 1 名、会計年度任用職員 1 名の 5 人体制。課題として資格職は配置できないとサービスの提供ができない、人材確保が最優先課題。高齢者の増加に伴う人数の体制も考えていく必要がある。個々のケースの複雑化や現在のあり方の変化に対応していかなければならない」との答弁でした。ほか特筆すべき質問はありません。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。福祉教育常任委員会に付託されました、令和 5 年度予算審議に関する議案の審査結果は以上のとおりであります。なお、今回の委員会審査において要望事項が出されましたので、町長要望として提出をいたします。子育て応援課の新設に伴い、今後の出産・子育て支援のさらなる拡充に期待を込めて次のように要望いたします。1. マタニティ・子育て応援事業においては、よりきめ細やかに妊婦、子育て世代に寄り添った伴走型相談体制の構築。より使いやすい負担軽減のための経済的支援の重層化を図ること。2. ママサポートタクシー事業、低所得の妊婦初回産科受診料助成金については所得制限を外すなど、利用対象や期間の幅を広くしていくこと。3. これらの様々な支援に関する周知をホームページ、パンフレット、ほたるチャンネルなどの活用によって迅速にわかりやすく伝わるようにして、町全体で子育てを応援していく姿勢をアピールしていくこと。4. 子育て応援課の新設において、町内や課の窓口などに授乳室やオムツ交換等ができる、マタニティールームの設置について具体的な検討を進めること。以上を町長要望とし、これをもって委員長報告を終わりといたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に、要望事項等がありましたので町長より答弁を求めます。

○町 長

はい。ただ今、両委員会より要望事項がございましたので、それぞれ答えさせていただきます。はじめに総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えします。来年度、災害対策基本法に基づき策定した辰野町地域防災計画を 16 年ぶりに全面改訂いたします。この計画の中で地震や大雨等災害への備えや、町と区、消防団をはじ

めとする関係機関、ボランティア、住民の皆さんが相互に協力し災害応急活動を行うための役割や具体的な行動、対策等についても明らかにしていきます。策定後はホームページを活用し公開し周知してまいります。防災センターは大規模災害時の防災情報、被害状況等の情報を一元的に集約し、緊急対策を決定して指示するための拠点として機能する施設を指すものと思われまます。現在は災害発生の際、庁舎内に機材等を整え、災害対策本部を立ち上げて対応しておりますが、庁舎が被災した場合も想定し、別に拠点となる施設を準備しておく必要性は感じますので、既存施設の多目的利用を含め今後研究してまいります。防災の原則は自らの命は自分で守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」、協力して活動する「協働」の3点であり、そのための地区防災リーダーの育成は大きな課題です。当年度から始めた災害支援チーム辰野助け隊 TTT への登録もその一環ですが、残念ながら未だメンバー登録は伸び悩んでおります。そこで、まずは防災意識の高揚を図るべく、来たる3月18日の土曜日に防災に関する勉強会を開催することといたしました。当日は、公益財団法人、深田地質研究所の松澤真主任研究員による「辰野町の地形・地質から考える土砂災害と知る防災」と有賀元栄防災総合コーディネーターによる「災害時のトイレ対策、事前準備の大切さ」と題した講演などを予定しておりますので、多くの方にご参加いただきたいと思います。議員各位におかれましても消防団員の加入、また災害支援チームへの登録の呼びかけなど、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。続きまして、福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。従来の出産から子育てまでの切れ目ない相談支援の体制から伴走型相談支援体制へと充実を図り、併せてマタニティ・子育て応援金に町独自の出産準備金と出産祝い金を加えた経済的支援に行い、子育て世代の負担軽減を図ります。ママサポートタクシー事業は陣痛や破水など、緊急時における医療機関までの足の確保を目的としており、所得制限を設けず全ての妊婦を対象としています。低所得世帯の妊婦初回産科受診料助成金は、低所得世帯の妊婦が妊娠届を提出する前の自己負担となる妊婦健診の受診を控えることで、その後の支援を受けられなくなることを防ぐのが目的でありますので、国の制度のとおり低所得世帯を対象としています。これらの支援事業については、町のホームページやほたるチャンネルで周知するとともに、支援の対象のご家庭にパンフレットをお送りし適切にご利用いただけるよう努めてまいります。授乳室等については来年度、役場庁舎の老朽箇所の計画的改修や施設・設備の有効活用に関する、横断的なプロジェクトチー

ムを立ち上げ、検討する予定でありますので、この中で早期設置に向け研究してまいります。以上でございます。

○議 長

次に委員長報告の行われました日程第 3、議案第 1 号から日程第 4、議案第 9 号までについて、一括して討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。初めに、議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算、議案第 3 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計予算、議案第 4 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第 5 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 6 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 7 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計予算、議案第 8 号、令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、議案第 9 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計予算、以上 8 議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号から議案第 9 号につきましては委員長報告のとおり可決されました。日程第 5、議案第 20 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 12 号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1 番)

令和 4 年度一般会計補正 12 号、賛成しますけれども 1 点意見を述べさせていただきます。意見を述べるのは湯にいくセンターへの赤字全額補填のための 330 万円の予算についてです。町はコロナ禍のパークホテルとかやぶきの館の指定管理業者に対して、赤字を全額補填するため毎年 8,000 万円を、この 3 年間追加支援を決めてきております。またそのほかのサービス業的公共施設管理者には 2 年間定額支援を行い、赤字を上回る追加支援で黒字化したり、元々黒字基調のところへ追加支援して黒字額をほぼ倍化する結果になっていたなどの事例があることが、先の一般質問で確認されました。公共施設の事業管理者に赤字全額補填する対応を基調にしたためにこうした不自然な結果を招いたと考えます。場合によっては町が苦境の公共施設管理者に一定の支援をすることは理解はできます。私も初年度の赤字全額補填には賛成しました。しかし、2 年目以降の継続について疑問に思い、多くの町民の皆様から疑問や反対の声をお聞きして、この赤字の全額補填と算定工期が不明確な定額支援の見直しを求めてきた次第です。コロナや燃料、電気の値上がりで、町民や町内の事業者の多くは赤字で苦しんでいます。特定の公共施設の管理事業者にだけ厚遇を続けることは、同じ事業者支援として不公平で今も強い批判があります。また、コロナ禍でも黒字になれば管理事業者の儲けになり、赤字になれば町が全額補填するという支援のかたちは、理解は得にくいのではないのでしょうか。赤字全額補填は経営責任を曖昧にして町の財政負担に歯止めをかけなくなると思います。よって、湯にいくセンターの赤字全額補填予算部分には賛同できません。今後も見直しを求めるものです。その上でこの湯にいくの補正予算が補正予算全体の 6.9%であること、また同施設の銭湯としての公共性などを考慮し、その他の補正内容は必要と認めますので、補正予算全体を評価して議案には賛成するものです。以上です。

○議 長

はい。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

これより質疑討論を終結いたします。これより議案第 20 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 23 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 23 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 15 時 25 分、3 時 25 分ですので時間までにご参集ください。

休憩開始 15 時 10 分

再開時間 15 時 25 分

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。日程第 7、請願陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 1 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、陳情第 2 号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第 3 号、耐震診断、耐震改修に関する陳情書、陳情第 6 号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書、陳情第 7 号、日本政府に核兵器禁止条約への批准を求める意見書の提出を求める陳情書、以上 5 件について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。令和 5 年 3 月定例会、陳情審査委員長報告。本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号及び第 7 号の 5 件の審査結果を報告します。3 月 9 日午後 3 時 5 分、3 月 10 日午後 1 時から総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたしま

す。陳情第 1 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、陳情第 2 号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第 3 号、耐震診断、耐震改修に関する陳情書。提出者は、一般社団法人長野県建築士事務所協会会長、土屋長命氏、同じく上伊那支部長、宮下治氏。本陳情 3 件は、令和 3 年 12 月定例会に提出された陳情書と件名、提出者、趣旨は同じであり既に採択されています。今回の陳情 3 件も反対意見は特になく、採決の結果、全員一致により採択すべきものと決しました。陳情第 6 号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書。提出者は上伊那地区労働組合連合会議長、松井深之氏。趣旨は第 8 波に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大と気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は住民の生活を圧迫し、特に低賃金近傍で働くパートや派遣契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。現行法では最低賃金決定の 3 要素である、その他その地域の労働者の生計費と賃金、通常事業の支払い能力を考慮し最低賃金を決めている。最低賃金額が低い地域の経済は疲弊を生み、日本経済を歪め冷え込ませているという決定的な原因になっている。政府として相応の財政捻出をする決断をし、最低賃金を引き上げるため国による抜本的な中小零細企業や農林水産業支援の強化が必要である。そこで 1. 政府は最低賃金法を全国一律に改正すること、2. 政府は最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように中小企業、農林水産業への支援を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること、上記の事項を国に対して意見書を提出するよう求める陳情です。審査における意見は、今年の春闘において大手企業は満額回答であるが、最低賃金を上げると中小企業は立ち行かなくなる。最低賃金を引き上げ、一律にする陳情の趣旨はよくわかり気持ちもよくわかる。しかし、地方と格差を埋めようとしても非現実的であり、企業間の力の格差はあり続けるため、現実問題としては無理である。実際に東京と地方では生活費に差がある。それを全国一律にしていくのは無理がある。企業側の収益が回復しない限り、従業員の賃金を上げていくのは難しい。同時には無理でまずは企業の業績を上げることが先ではないか。中小企業は経営者側が電気代や暖房代などで悩んでおり、最低賃金を全国一律に改正は無理である、というものでした。賛成意見は特になく採決した結果、全員一致により不採択とすべきと決しました。陳情第 7 号、日本政府に核兵器禁止条約への批准を求める意見書の提出を求める陳情書。提出者は辰野平和の集い実行委員会代表、牛丸喜美子氏。提出者の牛丸喜美子氏から説明したい旨の申し出があったため、

これを許可し審査の冒頭に説明を受けました。また、傍聴者 2 名の申し出があり、これを許可しました。趣旨は辰野町は平和都市宣言、平和都市及び核非武装宣言を決議している。昨年夏、辰野町の平和のつどいにて、武居町長のメッセージの中で「日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さを世界中の人々に訴えていく使命があると考えます」との言葉に背中を押され、この陳情を決意しました。長野県内で意見書提出の自治体は趣旨採択を含め 60 あるが、辰野町議会は意見書の提出に至っていない。昨今の日米安保条約、ロシア、ウクライナ情勢から核兵器廃絶は理想だが、国の都合もあり現実的なものではないという声があるが、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約の批准を求める意見書を辰野町議会で採択し国へ提出して、まず一步を踏み出すよう求めるものです。審査における主な意見として反対意見は理想と現実の政治を直視すべき。安保条約がある限り非現実的、安保条約を廃止する陳情がまず先ではないか。核がなくなることは第一に望むことだが日米同盟に国民の安全を頼らざるを得ない現実がある。町会議員として平和を望むために町民の安全を守っていくが、隣国からの脅威にさらされている現実に対して国が諸外国と駆け引きをしているときに意見書を出すべきではない。中国、北朝鮮、ロシアの脅威からパワーバランスを取るための自国で対抗できる手段がない。今、沖縄、台湾、中国の緊張関係を見た場合、危険性がある。北方四島を占領したロシアは許せない。今は批准はできない。本来は軍備を持つべきだが、米国が守ってくれる今のままだがよい。日本は台湾有事を考えると、米国と中国の核バランスの中にあって、米国の核の中に入っている日本の現実を見ると意見書提出は反対。お互いの話し合いで平和になればよいが、現状は難しい状況である。日本の周りで起きていることを直視したとき、何もない状態より米国の傘の下で抑止力としてなっている現状が良いなどの意見が出されました。賛成意見は特になく、採決した結果、全員一致により不採択とすべきものと決しました。以上、陳情 5 件に対する総務産業常任委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、初めに、陳情第 1 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 1 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 2 号、最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 2 号、最低制限価格の設定に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第 3 号、耐震診断、耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 3 号、耐震診断、耐震改修に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第 6 号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○吉澤(1番)

陳情を不採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。本陳情が求めるものはコロナ禍や物価高騰のもとで国民の購買力を高めて経済の回復を進めるためにも、1.最低賃金法を全国一律制度に改めることと 2.最低賃金の引き上げと経営継続のため中小企業と農林水産業への支援を抜本的に拡充強化することの 2 点です。これは今まさに必要なことだと考えます。2007 年のデータですが、生活保護水準以下で働くいわゆるワーキングプアの世帯が 400 から 500 万世帯。また、年収 200 万円以下の労働者が 1,023 万人、全労働者の 22.8%に上るという現状の根底には、先進国で最低の最低賃金制度があります。世界では全国一律最低賃金制度が大多数で、地域別最低賃金の国は中国、インドネシア、カナダ、日本の 4 箇国に過ぎません。最低賃金は労働者と家族が健康で文化的な最低限の生活が営める水準でなければなりません。最低生活費に地域による大きな差はないという調査結果が示されています。もし仮に東京など一部の地域や特定の職種について最低賃金の底上げが必要ならば、全国最低賃金を上回る地域的最賃や職種別最賃を作り対応すべきです。最低賃金制度は、労働者全体の賃金水準を引き上げるものでなければなりません。そのためには全国一律の最低賃金制度が必要だと考えます。また異常な物価高のもとで賃金上がる国にしていくためには、全国一律での最低賃金の大幅な引き上げが必要ですが、そのためには中小企業や農林業への支援の拡充は不可欠です。それは町内の状況を見ても明らかではないでしょうか。今、アメリカ、ドイツなどは最低賃金を大幅に引き上げ、労働者の賃金底上げと貧困と格差の解消、そして購買力向上による経済回復に取り組んでいます。我が国もこれを見習って全国一律最低賃金制度を確立し、そして引き上げ中小企業支援の拡充を行うべきと考えます。よって本陳情の採択を求めます。

○議 長

ただいま委員長報告、反対者の発言でした。次に委員長報告に賛成者の発言を許可したいと思いますけどありますか。

○小 澤 (10 番)

私は委員長報告の不採択に賛成の立場から討論に参加いたします。最低賃金につきましては、国は働き方改革実行計画において年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく、これにより全国加重平均が 1,000 円になることを目指す、このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図ると計画には載っております。このことから、国は賃金の引き上げに向けて、中小企業小規模事業者に対する生産性向上等の支援を行っています。例えば、業務改善助成金があります。これは中小企業小規模事業者の業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引き上げを図るために設けられた制度です。また、生産性向上のための設備投資などを行い、その設備投資などにかかった経費の一部を助成するという制度であります。その他にも賃金引き上げのための業務改善に関する相談支援を行う、働き方改革推進支援センターの設置また働き方改革推進支援助成金等により、最低賃金の引き上げに向けての取り組みがなされております。この結果、長野県においても令和 2 年度を除けば、ここ数年 25 円以上の最低賃金の引き上げが図られ、令和 4 年度においては過去最高の 31 円引き上げの 908 円となっています。また、各県においても最低賃金の引き上げが見られます。このことは、全国加重平均が 1,000 円になることを目指すという国の方針に近づいている証であると思えます。このことから陳情書に言うところの 1. 政府は最低賃金法を全国一律制度に改正する必要はないと思われること。また、二つ目の政府は最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように中小企業農林水産業への支援策を根本的に拡充強化し、国民の生命と暮らしを守ることに ついても、年々最低賃金の引き上げがなされていることから、陳情の必要はないと思われます。以上のことから、委員長報告のとおり不採択に賛成いたします。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 6 号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について、起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方、ご起立願います。

(起立 3名)

○議長

はい。起立少数です。よって陳情第 6 号は不採択とすることに決しました。次に、陳情第 7 号、日本政府に核兵器禁止条約への批准を求める意見書の提出を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を行います。ありませんか。

○向山(13番)

私は陳情第 7 号、日本政府に核兵器禁止条約への批准を求める意見書の提出を求める陳情書の採択について、不採択とする委員長報告に反対し、採択に賛成する立場から討論に参加いたします。ロシアによるウクライナ侵攻が 1 年を経過して、和平への糸口が見つからず現地での悲惨な状況がリアルタイムで報道されています。核兵器の使用も懸念されています。戦後ずっと地球上で紛争は絶えませんが、核の使用に至らずそれは核の抑止力というよりも破局を防ぐための、人類の英知によって防がれてきたものと思います。我が国の周りでは北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国による相次ぐミサイルの発射、今日もあったようです。中国と台湾の間の緊張などが指摘されています。ロシアとの間には北方領土の問題があり、韓国とは竹島問題、中国との間には尖閣問題もあります。隣国同士ですから日露、日朝、日中、日台、いずれも友好的とばかりは言えず、国境問題をはじめ様々な問題、課題があるのは当然のことであり、戦後ずっと存在していた問題です。多くの問題はここでもわかに問題が顕在化したり先鋭化したりしたわけではありません。そしてこの間、お互いの外交的努力で紛争に至らずに今日まで来ています。多くの問題はと言いましたが、唯一言うならば、北朝鮮によるミサイルについては近年大きな問題となっています。日本海の経済的排他水域や我が国の国土を超えてのミサイル発射は決して許すことはできません。しかし、このミサイルが目指しているところは米国であり、日本ではありません。米国は北朝

鮮に対して核開発をやめるように要求し、北朝鮮は米国に対して北朝鮮を核保有国として認めるように要求しています。この相いれない二つの要求の狭間にあつて、日本は日米安保条約に基づくいわゆる核の傘の下に入り、それゆえに米軍が駐留し、それゆえに隣国から脅威とみなされ、我が国から見れば一朝有事には攻撃の対象とされると恐れるわけであり、その上、昨年暮れに安保 3 文書が明らかになり、日本の防衛力はまさに異次元の増強を目指す方向となっています。日本の国是である専守防衛の議論ではなく、財源をどうするのかというところに議論がすり替えられてしまっていることも大きな問題であります。他国からの脅威が増す以上に他国に対する我が国からの脅威が増している。そして、他国からの攻撃に備えるとして、全国の自衛隊の基地機能を地下へ隔離していく方針が明らかになっています。それらの先端にあるのが沖縄の石垣島や宮古島をはじめとす先島であり、そこでは急ピッチで自衛隊の増強が図られています。他国にとっては脅威以外のなにものでもないと考えます。日米安全保障条約は第 3 条で憲法上の規定に従うことを条件として相互の協力を定めています。にもかかわらず憲法の規定を超えて米国と一体となった我が国の防衛体制を築いているからこそ、北朝鮮のミサイル発射が我が国にも向けられていると見えてしまうのではないのでしょうか。核兵器について見たとき、存在そのものが人類共通の脅威です。核兵器は相手国を徹底的に破壊し、核兵器が相互に用いられれば直ちに人類の滅亡と地球の破滅に繋がりがねない最終兵器です。一部の国だけに核兵器の保有を認め同盟国がその核の傘に依存して自国の安全を守ろうとしていることから、今の危険な状況が作り出されています。核兵器を保有する国、そしてその核の傘の下にある国がある限り力の均衡を保つために新たに核兵器を持つとする国が現れることはいわば当然のことです。核兵器は絶対悪です。この悪の連鎖を断ち切るこそが人類の英知であると考えます。このような考え方のもとに、核兵器の使用、威嚇、所有をも禁止する核兵器禁止条約が採択されて発行しました。この核兵器廃絶への国際的世論の先頭に立つべき立場にあるのが広島、長崎という唯一の戦争被爆国であるわが国であるはずで、多くの国民はそのような我が国の立ち位置を理解しているのだと考えます。日本政府へ核兵器禁止条約の調印、批准、参加を求める地方自治体の意見書決議は、核兵器禁止条約が発効して 2 年目となる今年 1 月 22 日現在、1,788 自治体中 36%にあたる 648 団体になっています。長野県内では県を含む 78 団体中 60 団体、実に 77%に達しています。上伊那の 8 市町村で採択していないのは辰野町だけです。核

の傘だとか、日米安保とかの枠を超えて核兵器は禁止しなければならないという人々の願いが党派を超えて、県外でそして上伊那でも意見書の採択に繋がっているのだと理解しています。今回の陳情書提出の平和の集い実行委員会も党派を超えた皆さんで作っている実行委員会であります。核廃絶の願いが辰野町の町民の関心の薄いのか、決してそうではないと確信しています。核は廃絶すべきという町民の声を願いを受けとめる議会であってほしいと訴え、討論を終わります。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○舟橋（9番）

私は陳情第7号を不採択とした委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。核兵器禁止条約は批准国が50国に達し、令和3年1月22日に発行されました。現在では68箇国が批准しております。核兵器を違法とする初めての国際法規範であり、大きな意義があります。しかし、一方、核廃絶のためには核保有国を巻き込んでいくことが不可欠であります。それらの核保有国は核兵器禁止条約に署名しておらず、非核保有国との分断が広がると言われています。そして直ちに法的拘束力により核の使用や保有を禁止すると、日米安全保障条約のもと、安全保障を米国の核の抑止力、いわゆる核の傘の下に依存している我が国としては国の安全保障を万全とすることが難しくなります。さらに、北朝鮮の核ミサイル開発への深刻化などに直面している状況下で、法的拘束力を持った枠組みを作って、核保有国を批判することになると、保有国と非保有国の溝を一層深めてしまい、実質的な核軍縮に向けた対話が先に進まず、結果的に核兵器のない世界の実現を遠ざけることとなります。また、この条約においては核保有国の協力のもとで廃絶に繋げるプロセスが担保されていないことも大きな課題です。大切なことは少しずつでも核軍縮を進める道を開くことです。したがって唯一の戦争被爆国である我が国がとるべき立場は、本条約に批准するのではなく国際社会の合意形成の要として、核保有国と非保有国の橋渡しを担い、困難な問題について双方の対話を施し、核軍縮を進め核廃絶に導くことです。よって、本陳情は否決すべきと考え委員長報告に賛成いたします。以上です。

○議長

ほかにございませんか。

（議場 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 7 号、日本政府に核兵器禁止条約への批准を求める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方、ご起立願います。

(起立 3名)

○議 長

起立少数です。よって陳情第 7 号は不採択とすることに決しました。日程第 8、議員提出議案の審議について、発議第 1 号、辰野町議会個人情報の保護に関する条例の制定について、発議第 2 号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。議案の朗読を致させます。

(発議第 1 号 発議第 2 号朗読 議会事務局長)

○議 長

ここで提出者であります松澤議員より趣旨説明を求めます。

○松 澤 (2 番)

それでは発議第 1 号、辰野町議会個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。今回の制定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律が改正されます。今までは辰野町個人情報保護条例の実施機関に議会が含まれていましたが、町の保護条例は法律改正に合わせ廃止。同法に準じた法律施行条例の制定について、令和 4 年 12 月定例会で可決となりました。議会は同法の適用除外となるため議会における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものです。本条例は、町村議会議長会から提供された条例例に準じておりますので、条例例と異なる点のみ申し上げます。第 10 条及び第 52 条について条例例では派遣労働者に関する規定がありました。辰野町議会においては想定しにくいため削除いたしました。第 30 条について、町の条例に合わせ開示請求に手数料は無料とし、写しの交付及び写しの送付に要する費用は請求者が負担するよう定めました。第 53 条について議員もしくは議員であったものも罰則の対象となるよう追加いたしました。施行日は令和 5 年 4 月 1 日からであります。全議員のご賛同をいただき、原案可決いただきますようお願いし、提案理由といたします。次に、発議第 2 号、辰野町議会委員会条例の一部を改正

する条例について、提案理由を申し上げます。今回の改正は、重大な感染症や大規模な災害、その他緊急事態が発生し委員会の開催場所への参集が困難とされる実情がある場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を活用した委員会を開催することに関し、必要な事項を定めるため委員会条例の一部を改正するものであります。施行日は公布の日からであります。全議員の賛同をいただき、原案可決をいただきますようお願いし、提案理由といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。初めに、発議第 1 号、辰野町議会個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。次に、発議第 2 号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。日程第 9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決し

ました。日程第 10、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長からあいさつを受けます。

○町 長

閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。2 月 28 日に開会いたしました第 2 回辰野町議会定例会初日にご提案申し上げました、27 議案全てを議案とおとり可決いただき感謝申し上げます。今議会は 4 月の統一地方選挙を目前にした、町議会議員任期最後の定例会で特に重要な節目の議会でもありました。一般質問では少子化問題や子育て支援、環境問題、産業振興、道路対策、人権施策、防災、教育行政など幅広い分野にわたりご質問、ご提案をいただきました。議員任期中の 4 年間、町の将来を思い、毎回、諸課題について熱心にご質問をいただいた議員各位に、改めて敬意を表するとともに厚くお礼を申し上げます。なお、今回配布させていただいた参考資料に一部不備があり、大変申し訳ありませんでした。今後このようなことがないよう職員に徹底し、細心の注意を払ってまいる所存でございます。さて、本議会では第 6 次総合計画を力強く前進させるための大きな歩みとする、「未来へ前進、課題解決型予算」についても原案どおりお認めいただきました。全国的な人口減少、少子高齢化には歯止めがかからず、コロナ禍が 3 年を経過してようやく出口が見え始めてきた一方で、ウクライナ危機の長期化が、電気料金や食料費などの物価高騰等大きな影響を、暮らしや経済に及ぼしています。こうした大変厳しい状況は続いておりますが、来たる新年度においても議員各位や町民の皆様のお知恵をお借りしながら、職員と全力で各事業を着実に遂行してまいる所存でありますのでお力添えをお願いいたします。議員各位のますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、3 月定例会閉会にあたりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議 長

はい。ここで先ほど町長も申されたとおり統一地方選挙がございます。私ども任期

最後の定例会となりますので、議長としてのあいさつを申し上げたいと思います。本当にですね、新人の議員の方にとって 4 年間、もうコロナということで追われていて大変な時期に議員活動されたということでありました。町長はじめ理事者側も本当に大変な時代でしたけれども、なんとかですねこの辰野町の全体の力を協力というかたちでできたんじゃないかなと観想いたします。その間ですね、私は 4 年間議長と議席を預かり、また全期回ってますと都合 3 期連続 6 年という長い間、議長という席を預かせていただきました。いろいろありますけれども外に向かってではですね、私は上伊那は一つということで、上伊那広域連合に属している各議会、南は中川村からですねお互いにですねコンタクト取りまして、そして全体的な流れの中で、とにかくですね上伊那町村議長連絡協議会の会長を引き受けまして全体で本当にですね、いろいろ広域の課題に立ち向かってまいりました。おかげさまでですね県の議長会でも監査という大役をいただきまして、霞が関の方の厚労省その他にですね、一緒に陳情に行っていたりしまして、とにかくこれからはですね広域の流れの中で動いてというのを実感した次第でございます。いずれにしましてもですね、ここにおられる議員の皆様、そしてひな壇におられます町長以下町の理事者そして議会事務局、皆さん方の協力で何とかこの 4 年間やってこられましたことに厚くお礼を申し上げまして、議長からの挨拶といたしたいと思います。本当にありがとうございました。以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして 2 月 28 日に開会しました、令和 5 年第 2 回辰野町議会定例会を閉会といたします。17 日間の長丁場、大変ご苦労さまでした。続きまして、ここで 3 月末をもって定年退職されます赤羽裕治産業振興課長より挨拶をしたい旨の申し出がありました。これを許可いたします。

○産業振興課長

最終日で大変お疲れのところ申し訳ございません。私ですけれどもこの 3 月末をもちまして定年退職となりますので、議会の皆様にお礼の時間を頂戴をしてお挨拶をいたしたいと思います。昭和 56 年、1981 年に就職以来 42 年間、七つの課と 11 の係を務めさせていただきました。中でも議会におきましては庶務係長、また議会事務局長として皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。私、主に在職中の 42 年間のうち約 3 分の 2 におきまして技術系の係を担当をさせていただいております。特に主なところでいきますと農・林・建設とインフラの事業に携わらせていただいたところでございます。そんな中でも平成 16 年の台風 22 号、23 号災害、また

18年の7月の豪雨災、それと今だ災害の復旧が終わることなく進んでおります、令和3年の8月の豪雨災と多くの災害も係として携わらせていただいております。その間も議会の皆様には大変お世話になりました。やはり迅速な対応が災害復旧には必要なという点においては、予算に対する面、また地元対応におきましてもご理解とご協力をいただきまして、その災害等の復旧が順調に進みましたことにも感謝を申し上げる次第でございます。42年間のこの経験を生かしまして今後の人生に生かしていきたいというように思っております。またただ今は岩田議長をはじめ矢ヶ崎議員におかれましては全国議長会の表彰ということで、大変おめでとうございました。また議会の皆様におかれましても任期が満了ということでここでご勇退をされる方、また引き続きこの辰野町の発展を願ってご尽力いただくいただける方おられるというふうに思われます。それぞれの皆様のご健勝とご活躍をご祈念致すとともに、この辰野町議会の益々のご発展を祈念いたしまして、言葉整いませんけれども退職にあたってのお礼のあいさつとさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。大変お世話になりました。

(議場 拍手)

○議長

私の方からも一言感謝の気持ちを、ねぎらいの言葉を申したいと思っておりますけれども、赤羽課長は役場における本当に生え抜きの行政マンで、その職歴の中で私の議長の折にですね議会事務局長を引き受けていただき、そしていろいろご尽力をいただきました。いろんな一緒の仕事の中で非常にですね、私の主観ですけども勘の働く先読みのできる行政マンとして頼りにし、またですね諸問題を的確に判断して処理していく姿に感心感銘を受けてございます。私の中ではまたですね、まちづくりの政策課長のときの活躍が忘れられません。本当にですね水を得た魚のように素晴らしい発想力を遺憾なくですね発揮されて、前の議会になりますけれどもベテランのうるさ型の議員が揃っていましたが、その議員からも言葉はちょっとあれですけども「あいつはできるんだな」ということで、高い評価をしていたことを本当に昨日のことに思い出します。もう定年かと思われて非常に残念でございますけれども、彼の感性と能力ならば次のステージでも、またですね新たに新しいステージで活躍していただけること間違いのないと思っております。健康にご留意の上、ますます頑張ってください赤羽裕治の発想力、生かしていただけることを祈念申し上げまして、長い間本当にご苦勞様でした。

ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議長

はい。以上をもちまして全て終わりましたので、解散いたしたいと思います。ありがとうございました。

10. 閉会の時期

3月16日 午後4時22分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係専門員 中谷智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 6 番

署名議員 7 番